

【ポイント】

- 当館管轄6州から10月1日（金）午前0時（日本時間）以降に日本に帰国・入国する際、一定の要件（下記）を満たす場合に、入国後の待機期間が短縮されることとなりました。
- なお、日本への帰国・入国に際しては、引き続き、出国時72時間以内に受検した有効な検査証明書の取得が必要です。

【本文】

1 10月1日（金）午前0時（日本時間）以降、当館管轄6州（MA州、ME州、NH州、RI州、VT州、CT州）から、日本国内で承認されている新型コロナウイルスワクチン（※）を2回接種し、2回目の接種から14日以上経過した方が日本に帰国・入国する際、CDC発行のCOVID-19 Vaccination Record Cardを保持していることを要件に、入国後10日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、残りの期間の自宅等での待機が求められないこととなりました。

詳しくは、以下ウェブサイトをご確認ください。

（外務省）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238893.pdf>

（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/000836306.pdf>

※現在、日本国内で承認されているワクチンは、ファイザー社製、モデルナ社製及びアストラゼネカ社製のワクチンのみであり、当地にて接種可能なJohnson & Johnson社製のワクチンは承認されていませんのでご注意ください。

2 なお、当館管轄6州（上記）においては、いずれも州当局を含む公的機関が新型コロナウイルスのワクチン接種証明書を発給しているとの情報には接しておらず、現時点においては、CDC発行のCOVID-19 Vaccination Record Cardのみが、入国後の待機期間を短縮する上で有効な証明となります。

3 当館管轄6州（上記）から日本に帰国・入国する際には、引き続き、出国時

72 時間以内に受検した有効な検査証明書の取得が必要です（下記当館ウェブサイト参照）。

https://www.boston.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00180.html

4 年齢要件でワクチン接種の対象とならない子供は、上記待機期間短縮措置の対象となりません。

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）